

津野町地域密着型通所介護事業所重要事項説明書

津野町地域密着型通所介護サービス利用契約書

津野山養護老人ホーム組合

地域密着型通所介護サービス重要事項説明書

1.事業所の概要

事業者名称	津野山養護老人ホーム組合
所在地	高知県高岡郡津野町力石5082番地
事業所の名称	津野町地域密着型通所介護事業所 高原
事業所指定番号	第 3992500243号
管理者	西 森 正 浩
連絡先	TEL0889-62-2154 FAX0889-62-2773
サービス提供地域	平成17年2月1日合併前の旧東津野地域

※上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

2.事業所の職員体制

職 種		常 勤	非 常 勤	計
管 理 者		1		1
サービス提供者	生 活 相 談 員	2		2
	看 護 師	1	3	4
	介 護 職 員	2		2
	調 理 員	1		1

3.営業時間

サービスの種類	平 日	土 曜 日	日 曜 祝 祭 日
地域密着型通所介護	9：45～16：00	休 業	休 業

※年末年始（12月29日～1月3日）は休業します。

4. 当事業所の運営方針

本事業所において、利用者に提供する通所介護サービスは、介護保険法令並びに関係する厚生省令の趣旨に沿った内容とし、利用者の人格を尊重し、常に利用者及びその家族のニーズを的確に把握し、個別に作成する介護サービス計画に従い、サービス内容をわかりよく説明し、サービスを提供します。

また、常に提供したサービスに対しての管理・評価を行なうとともに、新たな介護技術の習得に努め、より良いサービスが提供できるよう努めます。

5.〈地域密着型通所介護計画〉

ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者様の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた地域密着型通所介護計画を作成します。

地域密着通所介護計画の作成に当たっては、その内容についてご利用者様又はそのご家族様に対して説明し、ご利用者様の同意を得ます。

6. サービスの内容

ご利用者の通所により各種のサービスを提供することによって生活の助長、社会的孤立感の解消、心身機能の維持向上等を図るとともに、ご家族の身体的・精神的な負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

【サービス区分】

〈日常生活上の援助〉

①排泄の介助 ②移動の介助 ③その他の身体介助 ④健康チェック

〈機能訓練サービス〉

①日常動作訓練 ②レクリエーション ③体操 ④趣味の活動

〈送迎サービス〉

①車椅子利用者 ②昇降移動介助

〈入浴サービス〉

①一般浴槽による入浴介助 ②衣類の着脱 ③身体洗浄・洗髪

〈食事サービス〉

①準備・後始末 ②食事介助

〈相談・助言サービス〉

①訓練の相談・助言 ②福祉用具に関する相談・助言③その他必要な相談・助言

〈特別加算サービス〉

- ① サービス提供加算 I 22円 ② 入浴介助加算 I 40円
- ③ 個別機能訓練加算 I イ 56円 ④ 口腔・栄養スクリーニング加算 I 20円
- ⑤ 介護職員処遇改善加算

介護職員処遇改善加算Ⅰ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 11.7%を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅱ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 11.5%を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅲ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 10.5%を乗じた額
介護職員処遇改善加算Ⅳ	サービス利用料金にその他介護給付費を加えた額に 8.9%を乗じた額

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、原則として利用付額の一割です。

下記の料金については、介護保険法に基づく告示上の金額です。今後改正される場合もあります。(令和7年4月1日現在)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
678円	801円	925円	1,049円	1,172円

※ 介護保険給付対象外のサービスに係る利用料金

食事材料費 700円（おやつ代を含む おむつ代実費 利用者の希望による手芸材料費等実費

(2) その他

①交通費

上記 1 のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、通常の実施地域を越えた地点から交通費（実費：1 km 当り 35 円）が必要です。

8.利用料金の支払い方法

利用者負担金は、利用翌月の 15 日までに請求しますので、月末までに下記のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口で現金払い

イ. 振込支払い

金融機関	高知県農協 東津野出張所
口座名義	高原荘利用料会計
口座番号	普通口座 6585040

9. キャンセル

(1) 利用者の都合でサービスの利用をキャンセルする場合は、できるだけサービス利用時間の 24 時間前までにご連絡ください。

ご連絡がない場合は、下記の区分でキャンセル料をご負担いただきます。

ただし、利用者の容態の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

【キャンセル料】

時 間	料 金
ご利用の 24 時間前までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用の 12 時間前までにご連絡いただいた場合	利用料金の 20%
ご利用の 12 時間前までにご連絡が無かった場合	利用料金の 50%

10.サービスご利用に当たっての留意事項

(1) 利用者は、当施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用するものとする。

(2) 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の経費により現状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。

(3) 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(4) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りにご迷惑にならないようお願いします。

(5) 利用者は、次の各号に該当する行為をすることは認められない。

- ① サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- ② 決められた以外の持ち込みはご遠慮ください。
- ③ ハラスメントに該当する行為

11.相談窓口・苦情対応

(ア) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当 事 業 所 の お 客 様 相 談 窓 口	電話番号	6 2 - 2 1 5 4
	FAX 番号	6 2 - 2 7 7 3
	相談員（責任者）	大崎 太志
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

(イ) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てができます。

津野町役場健康福祉課 介護保険相談窓口	所 在 地	高岡郡津野町力石2870番地2
	電 話 番 号	6 2 - 2 3 1 1
	FAX 番号	6 2 - 3 5 1 9
	対 応 時 間	午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康保険団体 連 合 会 （ 国 保 連 ）	所 在 地	高知市丸の内2-6-5
	電 話 番 号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 0 ・ 8 4 1 1
	FAX 番号	0 8 8 - 8 2 0 - 8 4 1 3
	対 応 時 間	午前9時～午後4時

12. 緊急時の対応

サービス提供中の利用者の心身に異変が生じた場合及び事故が発生したときは、迅速に主治医に連絡する等の適切な対応を講ずると同時に、家族・管理者・関係機関へ速やかに通報する。

サービス提供にあたって利用者の生命・財産に損害を与えた場合は、その損害を賠償します。

ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

13.衛生管理等

利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。また、事業所において感染症の発生、及びまん延を防止するために必要な措置を講じます。

14.心身の状況の把握

地域密着型通所介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は、福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

15. 台風・地震等の悪天候や災害時について

台風、積雪又は地震等（注意報や警報、警戒宣言等が発令された場合、また、その恐れがある場合も含む）のサービス提供が困難な場合には、やむを得ず変更又は、中止とさせていただく場合があります。その場合は速やかにご連絡いたします。

16. 運営推進会議について

- (1) 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
- (2) 本事業所の行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、「運営推進会議」を設置します。
- (3) 「運営推進会議」の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヶ月に1回以上の会議を開催します。
- (4) 事業者は、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。又、記録を作成し当該記録を公表する。

18. 業務継続計画（BCP）の策定

感染症や非常災害時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 研修、訓練の実施（年2回以上）
- (3) 業務継続計画の指針の整備

19. 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、ご利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する研修を定期的に行うなどの措置を講じる。

- (1) 委員会の開催
- (2) 虐待防止研修の開催（年2回以上）
- (3) 高齢者虐待防止の指針の整備

20. 当組合の概要

名 称 ・ 種 別	津野山養護老人ホーム組合・一部事務組合
代 表 者	組合長 池 田 三 男
所在地・電話番号	高知県高岡郡津野町力石 5 0 8 2 番地 電話 6 2 - 5 1 5 4
業 務 の 概 要	特別養護老人ホーム 地域密着型通所介護事業所 短期入所生活介護事業所
事 業 所 数	1 (事業数 3 事業)

【説明確認欄】

令和 年 月 日

地域密着型通所介護サービス利用契約締結に当たり、上記により重要事項を説明しました。

事業所 所 在 地 高知県高岡郡津野町力石 5 0 8 2 番地

事業所名 津野山養護老人ホーム組合

説 明 者 大 崎 太 志 (印)

地域密着型通所介護サービス利用契約締結に当たり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 住 所 高知県高岡郡津野町

氏 名 (印)

代理人（代筆者を兼ねる）住 所 高知県高岡郡津野町

(続柄) 氏 名 (印)